

監査公表第 601 号

包括外部監査の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により、京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 16 日

京都市監査委員 高 橋 泰一朗  
同 井 上 教 子  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

1 平成 19 年度包括外部監査(平成 20 年 3 月 28 日監査公表第 582 号)

「水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について  
(（財）京都市上下水道サービス協会を含む)」

契約事務に関する委員会の活動について

(上下水道局－1)

監 査 の 結 果
P29 (注) <改善を求める事項> ① 「京都市契約審査委員会」は市長部局、交通局、上下水道局の三者との共同で設置された委員会のため、審査案件が市長部局、交通局、上下水道局に係るもので多岐にわたっており、必ずしも議論が尽くされていない案件も散見される。上下水道局の契約案件について、審査の充実を図るよう検討すべきである。

講 じ た 措 置
「京都市契約審査委員会」は、入札制度、契約制度の改善や契約事務の適正性等を審査するために、市長部局及び交通局と共同で設置、運営している第三者委員会である。このため事務局を担っている市長部局に対し、包括外部監査人からの本件指摘を踏まえ、審査資料を改善して十分な審議時間の確保を図るなど、審査内容の充実について、平成 20 年 4 月 3 日付けで依頼を行った。

(注) 包括外部監査の結果報告書のページ数を表記したものです。

契約事務に関する委員会の活動について

(上下水道局－２)

監 査 の 結 果
P29<改善を求める事項> ② 「京都市契約審査委員会」の意見及び提言について、実施できたもの及びできなかったもの、できなかったものについてはその理由を明らかにすべきである。

講 じ た 措 置
「京都市契約審査委員会」における審査については、委員会の承認が得られるまで議論が尽くされ、その状況は意見を含め委員会議事録に記載されており、「京都市契約審査委員会」の提言に当たる「勧告」については、全て実施している。 なお、事務局を担っている市長部局に対し、包括外部監査人からの本件指摘を、平成 20 年 4 月 3 日付けで通知した。

契約事務に関する委員会の活動について

(上下水道局－3)

監 査 の 結 果

P29<改善を求める事項>

③ 「京都市上下水道局入札制度検討委員会」、「京都市上下水道局競争入札等運用委員会」、及び「京都市上下水道局契約審議委員会」についてもその役割は重要なので、議事録を作成すべきである。議事録には委員会の開始時刻と終了時刻も明示することは当然である。

講 じ た 措 置

「京都市上下水道局入札制度検討委員会」(平成20年6月5日第1回開催)及び「京都市上下水道局競争入札等運用委員会」(平成20年6月20日第1回開催)については、平成20年度開催分から、委員会の開始、終了時刻を明記した議事録を作成している。

また、「京都市上下水道局契約審議委員会」については、工事以外の種目の政府調達契約(物品・役務にあっては予定価格3,500万円、設計・コンサルティング業務は2億6,000万円以上)のうち、特命随意契約により契約を締結しようとするものについて、契約手続きの適法性を事前に審議するため設置した委員会であり平成20年度については該当する案件がないため未開催であるが、次回開催時から議事録を作成することとした。

## 一般競争入札の導入について

(上下水道局－４)

監 査 の 結 果
<p>P36&lt;改善を求める事項&gt; 地方自治法（第234条第2項）では、一般競争入札が原則で、指名競争入札と随意契約は「例外」と位置づけており、一般競争入札を促進すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>一般競争入札は、これまでは、政府調達契約（WTO）案件についてのみ実施していたが、平成20年1月実施分からは、総務省、国土交通省、都道府県及び政令市等で構成する「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」の方針を踏まえ、予定価格1千万円以上の工事請負、測量設計等（舗装工事、配水管連絡替工事については250万円以上）について拡大実施している。</p>

## 「談合情報対応マニュアル」の作成について

(上下水道局－５)

監 査 の 結 果
<p>P40&lt;改善を求める事項&gt; 談合情報の提供者が保護される環境を作るためにも、他都市の制度・手続の実態を大いに参考にして、今後、「談合情報対応マニュアル」について研究する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>談合情報対応マニュアルについては、平成7年4月に「京都市水道局及び下水道局談合情報対応マニュアル」を、平成14年6月に「京都市水道局及び下水道局談合情報対応マニュアルの運用について」を作成し、これに基づいた適切な対応を行っている。</p> <p>平成20年度から、談合情報の提供者が保護される環境を作ることも含め、談合情報対応マニュアルを作成している他都市との情報交換を実施し研究を進めている。</p>

職員給与費及び職員数の削減について

(上下水道局－6)

監 査 の 結 果
P44<改善を求める事項> ① 実際職員数が適正な職員定数と比べて多いのか少ないのかを判断するためにも職員定数を適正に見積もる必要がある。

講 じ た 措 置
平成 19 年 12 月に平成 20 年度から平成 24 年度を計画期間とする「第 4 期効率化推進計画」を策定したが、計画職員数を確定するに当たっては、上下水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化、経営評価指標に基づく分析及び今後の事業課題等を踏まえ、業務運営体制を精査することによって適正な職員定数を見積もった。

職員給与費及び職員数の削減について

(上下水道局－7)

監 査 の 結 果
P44<改善を求める事項> ② 事業計画を盛り込んだ職員定数が本当に適正か否か判断するためにも、毎年度計画の検証を行うべきである。

講 じ た 措 置
「第 3 期効率化推進計画（平成 16 年度～平成 20 年度）」の計画期間中である平成 19 年 12 月に、当該計画を検証し、次期計画として「第 4 期効率化推進計画（平成 20 年度～平成 24 年度）」を策定した。今後も引き続き業務改善の取組みや、決算に併せ公表する経営評価指標等により事業内容を毎年度検証し、人員計画を含む事業計画の見直しを行っていく。 なお、計画の初年度である平成 20 年度については、業務改善の取組みにより、事業所規模の適正化を図る組織改正と人員計画の一部を前倒しする見直しを行った。

職員給与費及び職員数の削減について

(上下水道局－8)

監 査 の 結 果
P44<改善を求める事項> ③ 「職員定数の適正化」へ向けて実効性を高めるためにも、関連する職員数や職員給与費について透明化を図り、使用者である市民へよりわかりやすく情報を開示すべきである。

講 じ た 措 置
平成20年9月1日から、お客さまである市民の皆様に事業運営についてご理解いただけるよう、情報発信の取組みの一つとして、当局における職員定数適正化の推移や業務に係る手当内容等を紹介する人事給与情報を局ホームページに掲載し、毎年度更新することとした。

職員の職務専念義務の免除について

(上下水道局－9)

監 査 の 結 果
P50<改善を求める事項> ① 「適法な交渉」以外の「組合活動」にも有給で職免が行われた場合、職員の本来の業務以外の活動に給与が支払われているということであり、その負担は水道料金によりまかなわれる。したがって、市民に不当な負担を強いなくするために「適法な交渉」の範囲を明確にすべきである。その際には、範囲が広範囲にならないよう留意する必要がある。

講 じ た 措 置
「組合活動」に係る有給職免については、この間の総務省からの指導の趣旨及び他都市における対応等を踏まえ、全市的な取組みとして見直しを行うこととし、平成20年4月1日に「職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程」の改正を行い、「適法な交渉」の範囲については、「地方公営企業等の労働関係に関する法律及び労働組合法に規定する適法な協議又は交渉を行う場合」に限定することとした。

職員の職務専念義務の免除について

(上下水道局-10)

監 査 の 結 果
P51<改善を求める事項> ② 職免全般について適正な範囲内でのみ職免が認められているか定期的にチェックする必要がある。

講 じ た 措 置
職免全般については、これまで各所属において「職免整理簿」を用いて管理してきたが、平成20年度から新人事給与システムが稼動したことに伴い、各所属の実施状況を一元的に管理できることから、適正に運用されているか、人事給与システムから職免整理簿のデータを抽出し、局が管理している職免のデータとの突合を行う確認作業を四半期毎に行うこととした。 なお、平成20年9月1日付けで「職免の適正な管理について(通知)」を発出し、周知徹底した。



土地の無償貸付について

(上下水道局-11)

監 査 の 結 果
<p>P60&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>条例上、無償貸付が可能であるにもかかわらず、平成13年2月23日決裁の「行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び貸付料の算定基準等」において、使用料等の減免の原則廃止が方針として記載されている。これは無償貸付の要件を厳しくみるという趣旨であると考え。この趣旨に鑑み、無償貸付の新規及び更新の決裁に際しては、該当条文だけでなく無償とする積極的な必要性を記載すべきである。その結果、適正な使用料を受け取ることは、適正な水道料金の算定及び必要な施設の拡充に資すると考える。</p>

講 じ た 措 置
<p>これまでから、新規及び更新の許可に当たっては、京都市公有財産及び物品条例第2条及び第13条に基づき厳密な審査を行い有償、無償の判断をしている。</p> <p>平成20年度からは、新規及び更新の許可に当たっては、これまで同様、厳密に審査を行い有償、無償の判断を行っていくとともに、無償で貸し付ける場合には、該当条文だけでなく、その積極的な必要性についても該当する課の決裁文書に記載することについて、平成20年4月1日付けで通知を行い周知徹底した。</p>

監 査 の 結 果
<p>P62&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>③ 未利用地等資産有効活用検討委員会の調査範囲について、平成17年2月17日の答申書では未利用地と貸付中の土地が対象にされていたが、それだけではなく利用中の土地についても有効に利用されているか否かを定期的に調査の対象とすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成20年6月1日に「京都市上下水道局保有資産有効活用検討委員会」を新たに立ち上げ、その下に「土地・建物・構築物有効活用検討部会」(平成20年7月11日第1回開催)、「広告媒体検討部会」(平成20年7月22日第1回開催)、「その他資産有効活用検討部会」(平成20年7月23日第1回開催)の3つの検討部会を設置し、平成17年度の「未利用地等資産有効活用検討委員会」の答申内容について点検、見直しを図るとともに、新たに有効活用することが可能な資産を掘り起こすことを目的として、既存施設を含め上下水道局で保有しているあらゆる資産についても効率的な運用の観点から調査対象とし、毎年度検討することとした。</p>

鉛製給水管の改良について

(上下水道局-13)

監 査 の 結 果
P79<改善を求める事項> ① 鉛製給水管の布設替が1年でも早く完了するよう布設替を担当する職員の配置・教育を強化し、より積極的に取組む必要がある。

講 じ た 措 置
鉛製給水管解消計画の本格的実施のため、平成20年4月1日に給水課に鉛管解消係を設置し、係長1名、係員2名を配置するとともに、本格実施の準備や助成金制度の利用促進など市民サービスの向上を図るため、嘱託員を2名配置した。 また、これらの職員等に対しては、平成20年5月にマニュアルを活用して給水装置工の種類・内容並びに維持管理や鉛製給水管解消工事についての知識を深める研修を実施した。その後、積極的に営業所や施工現場での実地研修を行うなど、日常の業務を通じて、鉛製給水管解消に努めている。

監 査 の 結 果
<p>P85&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>検針業務の外部委託は段階的に直営からの移行が予定されているが、コスト削減の実績も算出されており、できる限り早期に外部委託へ全面移行すべきである。</p>
講 じ た 措 置
<p>業務委託に当たっては、仕様書等の条件を整備し、特に個人情報を扱う業務であることから、適正に業務を履行できることを要件とした入札条件を設定するなど、市民サービスの低下にならないよう、適正な履行能力のある業者を選び、平成20年度も公募型指名競争入札で民間委託を拡大した。</p> <p>今後、平成19年12月に策定した新たな「中期経営プラン」に基づき、効率的な点検業務の遂行を図るため、平成24年度までに全営業所の点検業務を外部委託へ全面移行する。</p>

監 査 の 結 果
<p>P87&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>(未納徴収業務についての) サービス協会に委託している訪問による督促は、個々の状況を把握したきめ細やかなサービスを行うためのものであり、要綱に基づき公平かつ適正に行われている。しかし、28.5%が収入できていない現状からすると、委託をしている上下水道局は受託しているサービス協会との協力により、収入率の向上のための対策を講じるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成20年度契約分から、収入率の向上のため、平成20年3月31日に行ったサービス協会との協議を踏まえ、以下の改善策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 面談折衝できない場合でも、電話等で支払を促し、情報を記録する。</li> <li>② 訪問記録を詳細に記録することにより、個々の状況を把握し、サービス協会職員の収入率向上の意識を高め、お客さまとの面談折衝の機会を増加させる。</li> <li>③ 不在などで、お客さまと折衝できなかった場合は、委託件数と収納件数から算出した返納率を乗じ、サービス協会に支払う委託単価を算出(減額)することにより、サービス協会の収納率向上の意識を高める。</li> </ul>

企業債発行の現状と自己資金の有効利用について

(上下水道局-16)

監 査 の 結 果
P101<改善を求める事項> ② 上下水道局には自己資金のほか基金がある。建設改良事業の遂行にあたっては、これらの有効利用も検討すべきである。

講 じ た 措 置
水道事業基金については、従来から建設改良事業の資金として積立目的に沿った取崩しを行い、有効利用を行っている。平成 18 年度と平成 19 年度においては、基金の取崩しを行っていなかったが、平成 20 年度においては、基金の取崩しを予算計上しており、今後も財政状況を勘案しつつ基金の有効利用を行っていく。

技術継承に向けての課題について

(上下水道局-17)

監 査 の 結 果
P110<改善を求める事項> ① (技術継承に関し) 戦略性のある研修を実施するために、研修計画策定にあたって十分協議検討するとともに、その協議検討過程を議事録等の形で残すべきである。

講 じ た 措 置
技術継承問題等の解決を図るため平成 18 年 4 月に設置した「上下水道局技術力継承発展推進委員会」において研修計画を協議・検討してきたが、平成 20 年 6 月 11 日に開催した平成 20 年度第 1 回会議から、協議・検討過程を議事録として残した。

技術継承に向けての課題について

(上下水道局-18)

監 査 の 結 果
<p>P110&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>② 上下水道局で実施されている業務のうち、特に技能を要するものや安全性を要するものについてはその手順を文書化すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>上下水道局における各業務についてのマニュアルは、技術部門だけでなく事務部門においても、適正な業務遂行のため必要不可欠なものであるため、各職場においてそれぞれの手順等を文書化しマニュアルを作成していたが、平成20年4月に総点検し、必要な修正やマニュアルの追加を行った。</p> <p>技術継承のためのマニュアルは、これまでにも各職場で内容等について精査検討してきたが、今後、監査の指摘を踏まえ、その取組をなお一層充実させるとともに、平成18年4月に設置した「上下水道局技術力継承発展推進委員会」において、一元的な管理に努めていく。</p>

技術継承に向けての課題について

(上下水道局-19)

監 査 の 結 果
<p>P110&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>③ 技術継承のための研修制度や業務の文書化は、副次的に人材の再配置を容易にする。研修制度の充実及び文書化を進めることを通して、適正規模の事業に応じた人材の再配置を実施すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成18年4月に設置した「上下水道局技術力継承発展推進委員会」において、技術継承のための研修制度の取組や業務の文書化を推進することにより、人材の再配置を容易とする体制を整え、平成20年4月から、京都市上下水道局第4期効率化推進計画（平成19年12月策定）に基づいた人材の再配置を行った。</p>

外郭団体のOB役職員の退職金について

(上下水道局-20)

監 査 の 結 果
-----------

P123<改善を求める事項>
----------------

京都市で外郭団体のOB職員に係る退職金の廃止を提言しているが、サービス協会の現行給与規程上は、その支給が可能な状態となっている。京都市の方針に則り、規程の見直しを行うべきである。
---

講 じ た 措 置
-----------

サービス協会では、従前からOB職員に対して退職金を支給しておらず、京都市の方針に則った取扱いを行ってきたところであるが、監査指摘の趣旨を踏まえ、OB職員に対する退職金を支給しない旨を明確にするため、平成20年4月1日に、OB職員に対して退職金を支給しない旨の規程改正を行った。
--



2 平成 18 年度包括外部監査（平成 19 年 3 月 29 日監査公表第 555 号）

「京都市国民健康保険事業特別会計について」

徴収嘱託員について

（保健福祉局－1）

監 査 の 結 果
P34<改善を求める事項> ① 就業および報酬 能率報酬を設定している趣旨が、各徴収嘱託員のモチベーションを向上させ、より効果的かつ効率的に徴収活動を遂行することにあるならば、より直接的かつ具体的な係数をもって徴収嘱託員の活動の成果を評価するべきであろう。

講 じ た 措 置
平成 19 年度末をもって徴収嘱託員制度を廃止した。

徴収嘱託員について

（保健福祉局－2）

監 査 の 結 果
P34<改善を求める事項> ② 配属 有効かつ効率的な徴収活動を実施するために徴収嘱託員の総数及び区ごとの人数については、滞納状況や徴収率に応じて適時に再検討すべきである。そして徴収活動の馴れ合いを防止する意味からも区外への配置換えを含めて、徴収嘱託員の最適配置を検討すべきである。

講 じ た 措 置
平成 19 年度末をもって徴収嘱託員制度を廃止した。

監 査 の 結 果
<p>P34&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>③ 徴収嘱託員制度そのものの見直し</p> <p>徴収嘱託員の役割が未納保険料の徴収のみではなく自主納付の推進にあるとしても、徴収嘱託員による保険料徴収額が年々低下し、その収入割合も3%を下回っていることを考えると、その原因を分析する必要がある。</p> <p>現状では徴収嘱託員の役割が徴収のみでないため、徴収嘱託員の活動の成果を定量的に把握できる有効な基礎データがとりにくい状況にある。しかし、その活動成果を適正に評価できるデータを何らかの形で収集すべきである。そして、その活動を適正に評価した上で、場合によっては徴収嘱託員制度を見直し、他の方法による徴収活動も検討すべきである。たとえば、京都市税の徴収率の実績は平成12年度94.3%、平成13年度94.5%、平成14年度94.8%、平成15年度95.5%、平成16年度95.9%であり、いずれの年度も保険料の徴収率を上回っている。市税と国民健康保険料の徴収活動にはそれぞれ異なる事情があるため、一概に徴収率を比較することは必ずしも適当ではないかもしれない。しかし、徴収嘱託員を有しない市税に比して徴収嘱託員を擁する保険料の徴収率が低いというのは厳然たる事実であるため、制度上の障害があるかもしれないが、理財局と保健福祉局がタイアップした形で徴収率向上策を模索するのも一案である。</p>
講 じ た 措 置
<p>平成19年度末をもって徴収嘱託員制度を廃止した。</p>

監 査 の 結 果
<p>P38&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>① 滞納状況の原因分析</p> <p>滞納整理をする上で、納付折衝は滞納者の滞納原因、納付意思等を確認することができるため、その後の滞納整理の方針に関して有力な判断材料となるものであり一定の意義が認められる。しかし、現状では当該折衝から得られた情報を統一的な滞納原因別の区分等に記録を残すルールとはなっていないことから、統計的に集計、分析できる状態にはなっていない。今後の徴収施策に生かすためにも納付折衝から得られた滞納原因の調査結果を原因別等に集約化できる仕組みを構築すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 20 年度から、区・支所保険年金課の保険料担当の業務を滞納整理に特化するとともに、滞納整理業務に関して、係員が担当地域を持たず、補職者が業務の進行管理を実施する集中管理方式に変更し、滞納原因を類型化、集約化できる仕組みを導入した。</p> <p>また、情報の共有化を図るために、聴取した財産状況、生活状況、折衝経過等について総括票への記入を徹底するよう平成 20 年 3 月の保険料係長会議において各区役所・支所へ周知した。</p>

監 査 の 結 果
<p>P38&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>③ 徴収嘱託員と職員の連携</p> <p>徴収嘱託員の活動は報告書により管理されているとはいうものの、訪問先の選定等の活動方法はその大部分が徴収嘱託員の裁量によっている。活動方法を徴収嘱託員に任せてしまうと滞納整理の重要な判断材料が偏った情報となりかねない。そうならないよう、徴収嘱託員以外からの情報も職員が積極的に収集していくことにより徴収活動に関する情報のより一層の共有化を図るべきである。</p>
講 じ た 措 置
<p>平成 19 年度末をもって徴収嘱託員制度を廃止した。</p>

監 査 の 結 果
<p>P62&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>不納欠損処理は資金収支を伴わないため、決算上、一般企業におけるいわゆる貸倒損失等の科目として計上されるものではないが、結果的には被保険者からの徴収ができなかったという非常に重要なものである。</p> <p>不納欠損処理により業務を完結させるのではなく、その後の原因分析を十分に行い、今後の徴収業務へとフィードバックできるよう、また、各区が統一的な基準・判断のもと不納欠損処理が行われるよう、研修、会議等による意思統一が必要である。</p> <p>また、「決定書」は不納欠損処理を認定した書類であり、また、当該処理の適正性を立証するために重要な書類であるといえる。したがって、文書保存期間のルールを遵守することはもちろん、その保管体制も整備する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>文書の保管については適正に取扱うよう、平成19年3月に開催した保険料係長会議において周知した。</p> <p>また、平成20年2月に開催した保険料係長会議において、不納欠損処理の適切な事務処理について周知したところであり、消滅時効が完成するまでの間に世帯状況を十分把握し、納付資力がありながら保険料を滞納していると思われる世帯には、積極的な納付指導を行い、納付に意欲のない世帯に対しては、差押え等（差押、参加差押、交付要求）を行うことで、債権確保を実施している。</p>

「建設局所管の一般会計に係る財務事務の執行について」

公共事業新規採択時評価の本格導入について

(建設局－1)

監 査 の 結 果
<p>P20&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>京都市建設局公共事業庁内評価委員会では現在のところ、建設局全体計画との整合性については議論されているのかわからない。本来、建設局全体の計画があり、その方向性に沿って、個々の事業の優先性等の議論の内容がわかるようにすべきであると考え。現状では、個々の事業で評価を行い、新規採択されたとしても、その事業よりも緊急かつ戦略的整備が必要な事業が他にあるかもしれないという疑念が払拭されないだろう。</p>

講 じ た 措 置
<p>建設局では公共事業を取り巻く社会経済情勢を見据え、長期的な視点にたち、これまでに整備してきた社会資本ストックの維持管理と市民の皆様が必要とする新たな社会資本の整備に取り組むため、建設局の中期的な戦略を示す「京都市建設局中長期運営方針」（以下「中長期運営方針」という。）を策定し、平成20年6月16日に公表した。</p> <p>この中長期運営方針には「選択と集中による社会資本整備の取組」を始めとする建設局の方針や建設局が取り組んでいる事業、今後検討しようとしている事業を「主な整備予定事業」として示しており、公共事業の新規採択時評価に当たっては、この方針に基づき、京都市建設局公共事業庁内評価委員会を開催し、議論を行っている。</p>

監 査 の 結 果
<p>P24&lt;改善を求める事項&gt;</p> <p>京都市公共事業再評価委員会の委員の選定基準について、現状の委員の構成は問題ないと思うが、今後委員を選任する際に、どのような分野から何人選出するのかという具体的な基準がないため、分野ごとの人数比率に偏りが生じる可能性がある。あまり厳密に規定する必要はないと思うが、「委員は8人以内で学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。」という規定よりは具体的な方針を決めておいたほうが良い。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市公共事業評価委員会（注）の委員の選定に当たっては、京都市公共事業評価委員会設置要綱第3条の「委員は8人以内で学識経験のある者、特定事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。」という規定に基づき、学識経験者5名（土木2名、経済1名、法科1名、環境1名）、報道関係1名、経済界1名、一般1名の計8名で構成している。</p> <p>監査の指摘を踏まえ、今後とも、専門分野が偏ることなく、公共事業に関する幅広い分野から選定する現行の方針を堅持していく。</p> <p>（注）平成19年6月1日に「京都市公共事業再評価委員会設置要綱」は廃止され、「京都市公共事業評価委員会設置要綱」に基づく京都市公共事業評価委員会にその事務が移管された。</p>

## 監 査 の 結 果

## P44&lt;改善を求める事項&gt;

反復継続して同種の取引が行われる場合は、合理的に選定された業者と単価契約を交わし、月締めにより支払を行えば、単価の透明性が図れるとともに、事務処理も相当に合理化されると思われる。道路建設課でも「年間を通して使用頻度が高く、使用数量が見込めるものに限られているが、既に事前に単価契約を行ったうえで、履行後に総価契約を行う契約を行っている。」旨のコメントを受けている。前記の(株)A社に対するフルカラーコピー等の取引も平成18年度からは単価契約にて実施しているとのことである。

前述のような同一日付のものもある10万円以下に小分けされた取引は、1納品(納品書)1件が10万円以下であれば規定と照らし特命契約で問題ないとの判断によるものと考えられる。当件について道路建設課より、「事務用品については買い置きせず必要に応じて最低限の数量しか購入していないため、結果的に10万円以下に小分けされた購入となっており、納品書が同一日になっているものについては、別々に起案した経費支出決定書の決定日が偶然同一日になったため、業者への発注・納品まで同一日になってしまったものである。」とのコメントを受けた。ただ、担当者が別々に起案したとしても10万円以下の購入権限は課長権限であることより、課単位で同一業者に同一日に発注・納品された額が10万円を超える場合は前述した趣旨からすれば適切なものとは言えないと考える。当指摘について道路建設課より、「少なくとも同一業者に同時期に発注予定のものについては、課単位で一定期間分を集約し発注する方が合理的であり、調度入札により経費を安くできる可能性もあることから、今後検討していきたい。」との報告を受けている。

契約ルール of 遵守により、担当者の恣意性を排除するため、また、コスト削減・事務処理の合理化の観点より、一層の改善に期待する。



講 じ た 措 置

監査の指摘を踏まえ、フルカラーコピーについては、平成17年度発注実績を基に年間必要数量を見込み、平成18年度から競争入札による単価契約を締結した。

また、年間に見込まれる必要数量により単価契約を締結したほうが合理的なものについては、順次見直しを行っており、原材料等について年間発注数量の見込を調査し、その結果に基づき、公園維持管理に必要な原材料については平成19年10月1日から、さらに、道路維持補修に必要な原材料については平成20年4月1日から、調度課での競争入札による単価契約により調達するようにした。

(監査事務局第一課)